

徂徠物先生著 門人 南總宇惠校

諸生、文を學ばんと欲してその材を病^{うれ}ふるもの有り。予、誨^せへて、曰く、「諸生、亦、材に乏^うしきを患^{うれ}ふることなかれ。惟^{ただ}々、その以てこれを運^うらすことなきを患^{うれ}へよ。材は蓄^{たく}へざれば富まず、これを運^うらす所以^{ゆゑ}のものは、法に在るのみ。故に以てこれを運^うらすこと能はざれば、材有りと雖も、なほこれ庫を守るがごとし。苟^{いふ}くも以てこれを運^うらすこと有るときは、汝が材すでに足る。而して後、愈々蓄^{たく}へ愈々富み、愈々以てこれを運^うらす、信なるかな、材の用博きことを」と。言ひ畢りて書廚のなかを亂抽し、文衡一本を得て、手に信せてこれを翻^{ひら}へせば、楊士奇が醫に贈るの序在り。遂に試みに爲めにその意を規摹して、以てその法を變ず。引きてこれを伸ぶる、瘞^せめてこれを約するは各々一。章を錯へて篇を變ずるは二。句を錯へて章を變ずるは一。字を錯へて句を變ずるは三。諸れを原文に併せて、凡そ九變となる。周禮に、「樂^{がく}は九變に至りて極る」とは、蓋し以てこれに擬すること有り、故にこれに止る。然りと雖も、變、豈終極するところ有らんや。易に曰く、「窮すれば斯に變ず、變ずれば斯に通ず」と。窮を通ぜずんば、何ぞ變を貴ばん。諸生それ諸れを熟せよ。

① 江漢の間、その俗、巫を尙ぶ。凡そ疾有るに値へば、醫藥を事とせず、唯々、禱^い禱を務む。幸にして瘳^いること有れば、醪^{さか}を載^のぎ牲を牽き、幣を篋^{ひた}に實^みして巫の庭に造り、拜手稽顙して、稱謝して已まず。唯々、恐らくはわが謝をなす所以のもの、或は它人に及ばずして、巫の心に歎^{なげ}たらざらんことを。設ひそれ瘳^いえざるも、亦、敢へて巫を咎めず、必ず自^{みづか}ら反りみて曰く、これ命なりと。或ひは曰く、「わが誠未だ至らざる」と。終に復び一毫の怨^うの心を懷くこと有る莫し、而して它日巫に求むること有らん、巫の或ひは吾れを顧みざることを慮る。一、二、間々、能く巫の妄を識るもの有るも、また良醫に遭ふこと鮮し。それ醫と稱するもの、多くはみな所謂陰陽表裏四診七方の説を諳^{しん}んぜざるものなり。是れを以

てその治或ひは數十劑を累ねて、尙ほ且つ效を奏^{そう}めず、而して反つてその劇しさを増すは、比々みな然り。故に十百人中、未だ必ずしも良醫なきはあらざれども、人、亦これを信ぜざるのみ。

江夏の宋惟憲が弟、病に罹りて且つ殆し、その親戚朋友、凡そ惟憲と休戚を同じくするもの、群聚して禱^いすることを請ふ。惟憲聽かず、衆口これを聒^かしうして強ひて勸めて已まず。而れども獨り毅然として省みず、迺ち廣く良醫を求む。庶くは以てその弟の疾を拯ふこと有らんことを。人或ひは醫師陳名道なるものを以て薦むる有り。既にしてそれを診て某の疾となし、これに施すに某の方を以てす。弟の疾浹旬にして以て起つ。惟憲、その感戴の情に勝へず、遂に予が文を需めて以てこれを謝せんとす。予、則ち謂へらく、醫は古の聖人の教へなり。聖人、夫の民の寒暑饑飽勞^そに傷^やはれて以て夭死を致すことを憂ふること有り。故に湯液を制爲して以てこれを治め、それをして各々その天年を保つことを得せしむるものなり。巫は則ち然らず、但々、以て鬼神に事ふるのみ。古の時、未だ嘗て醫の事を奪ひ、神の號令を盗みて、以て病を治め、夫の民を欺くもの有り。而るに今の巫は、みな神の號令を盗みて、以て民を欺き、醫の事を奪ひて、以て病を治め、而して效あらざれども、民みなその欺に安んじ、その百たび禱^いりて百たび效あらざるを悔いざるは、何ぞや。且つ先王の法、鬼神、時日、卜筮を假りて、以て民を惑はしむもの有れば、誅死、赦さず。今、巫の民を惑はすもの、亦、甚しからずや。故に予謂へらく、巫、誅せざれば、則ち醫行はれずして民その天年を保つことを得るは、幸と謂ふべし。然りと雖も、今の醫を信ずるものをして、人人みな惟憲、醫をなすもの、人人みな名道ならしめば、則ち巫何ぞ必ずしも誅せん。而して一惟憲醫を信じ、一名道醫を能くす、これ何を以て能く巫に勝らんや。予、すでに名道が效有るを喜び、また重ねて聖人の教に欺ずること有り、故に書して以て惟憲に昇^あへ、名道が行くに贈らしむと云ふ。

② 江漢の俗、巫を尙ぶ。疾有りと雖も藥せず、唯々、巫にこれ趨る、差^いれば糈^いを巫の庭に丘積す、不^しざれば必ず自^{みづか}ら責めて曰く、われ忘れりと。なほ何ぞ敢へて蕪芥も怨をその胸中に懷かんや、復た後患を慮るなり。或は一、二その妄を識れるも、良醫の有ること鮮く、率ねみな夫の陰陽虛實の方に昧きときは、輒ちその劑を數十にして愈々その疾を益す、藥の

效有るを問ふに暇あらんや。故に良醫無からずして、藥くすりきて信ぜざるのみ。

江夏の宋氏の弟、病みて殆し。その戚好妻卒みな禱なぐさらんことを請ふ、その兄獨り慨然として醫を求む。醫の良なるもの陳名道至る、旬ならずしてその疾を差す。ここにおいて、文を予に調うて以てこれを謝せんとす。夫れ醫は神農に訪たづまる、神農、豈、古の所謂聖人に非ずや。聖人にして民をして夭死を免れ、天年を終へしむるものは、これのみ。何ぞ巫に有らん。巫の鬼神を假りて以て民を講張するは、先王の刑在ること有り。故に誅せず、行はずんば、聖人の仁荒びて民の天年を保つこと、豈、得べけんや。然りと雖も、人みな宋氏の兄にして、醫みな名道なるものならば、誅せざらんのみ。而れども醫の良なる、これを信ずるもの、塵々乎として惟々これ二人なるときは、巫に勝かふべからざるなり。吾れ名道を嘉するは、また聖人の仁に慨く有り、故に書して以て宋氏の兄に昇ふ。

③ 江漢の俗の巫を尙ぶや、疾と雖も醫藥を事とするもの有ることなく、禱いのちりて瘳いゆること有れば、酒牲錢幣もて巫のところに拜稽首し、惟々、後に在らんことを恐るときは、則ち瘳えざると雖も、巫を咎とがめず、惟々、躬みづからこれ咎めて曰く、巫の神にしてわが虔の足らざるなりと。毫も敢へて怨懟せず、以て後の求めに害有らんことを慮るのみ。或は能く巫の妄を斥言するものこれ有るも、醫の良なるものこれ有ること罕まれなり。蓋し素より軒・岐・神農の書に習はずして、その稱を冒すものなれば、その劑を更ふること數十なるも、音に效あらざるのみならず、反つてその苦を劇しくす、これを以て、豈、一、二その術を精しくするもの有ること莫ならんや。人の信ぜざる、亦、そのこれ有ること罕なるが爲めの故なり。

江夏の宋惟憲、弟有り、疾みて危し。内にして妻孥、外にして姻朋、みな禱巫を以て請ふ。惟憲、獨り信ぜず、遍あまく醫氏の良きものを訪ふ。人或は陳名道なるものを薦む、至れば則ちその湯液を劑くすりめて遂に旬に瘳ゆ。惟憲、予に文を調ふ、以てその幣を將もつらんとす。予、これが爲めに言ひて曰く、聖人、蓋し嘗て斯の民の寒暑に傷つけられ、嗜慾を過ぎて、以て天札てんさくを免れざるを憫あはれして、而して後、醫教興る。夫の巫の若ごときは、以て鬼神に事ふるのみ。而して民の鬼神を假りて以て人を熒惑けいごくするは、聖人の刑、赦さざるところなり。いま巫、病を禱る、豈、鬼神を假りて以て人を熒惑するものに非

ずや。故に聖人をして位に在ら使めば、巫は必ず誅するところに在り。醫は必ず信ずるところに在らん。然る後、民始めて天札を免れんのみ。

④ 今、江漢の俗の巫を尙ぶや、その天札を免るること、幾ばくも希なり。而して惟憲と名道とは、獨り聖人の教へに悖もとらずとなす、これ賢とすべきのみ、これ賢とすべきのみ。故に予はその請ひに因りて、書して以て江漢の民を風するもの爾り。

江漢沱潜たせんの間、その俗の鬼神を崇ぶや、疾を醫に問はずして巫に問ひ、以て瘳を知るべからざるの鬼神に禱る。偶々、その瘳ゆるに値へば、則ち鬼神の徳と巫の功とを稱して已まず、幣を簠はにし酒牲を興おこにして、以てその勞を謝す。寧ろその財を竭つくすといへども、以てその虔を表して不腆の嫌ひ微はらんことを。誠を用ひざるにおいて、以て巫と鬼神との怒りに觸ふること、これ懼るるのみ。禱りて死すとも、豈、巫の罪ならんや。己れが愆とがち未だ銷くえずして、鬼神の譴せめ、未だ霽はれざるなりと。なほ且つ、巫に造りて餘よ蓄の它に延ひかざらんことを祈る。滔滔たるものみな是れなり。或はやや知識するところ有りて能くその妄を覈うふものも、率ね醫の伎に精きものに遭はず、陰陽診を繆うり、藥石施すことを錯たがふ、疾これによりてうたた劇しく、遂に一切醫を棄てて請はず、陋俗に因循するは、亦、由し有るに似たるか。

江夏の人、宋、その姓なるものの弟、病に殆ふくして且またに死せんとす。宋の族及び姻と交游あひ往來するものと、人ごとみにみ禱らんことを勸む、而るに宋ひとり醫を諷とふ、乃ち醫の伎に精しきもの、陳名道を獲て以てこれを治せしむ。その藥石を湯にし、その表裡を變やへ、旬にして瘳ることを告ぐ、而してのち、宋が喜び知んぬべし。

來りて予に調しらべて文を作りてその行くに贈らしむ。予が曰く、醫の伎たる、古昔、聖王の心を用ふるところなり。民生札瘥を免れざることあれば、その六淫の中傷するところを察して、以てその方を七にしてその劑を十にし、これを藉りて以てその天年を全うせしむるは、これ神農・軒轅氏の教へなり。後世の聖人は未だ嘗てこれを外にして能く民の疾を救ふもの有らず、而るに今の巫はその職を侵して以て己れが有となし、神を誣あひ聖を罔あし以て民の愚を欺く、先王の時に在りて、これ豈能く司寇の典に麗あげざらんや。民はその欺きに安んじて以て聖人の教へを信ぜず、能くその天年を全うするも

の、亦、豈、理有らんや。故に巫は誅すべし、醫は信ずべし。而して醫ただ一名道のみ、これ民の信ぜざることも亦宜なり。これを信ずるもの、ただ一惟憲のみ、これ巫の誅すべからざることも亦宜ならずや。吾れ乃ちその事を敍して以て贈る。庶くばその江漢の間、今より後、民の醫を信ずるもの、止一惟憲のみならず、醫のその伎に精しきもの、止一名道ならずんば、巫の欺き、或は以て息まんか。司寇の典、亦、以て麗げざるべきのみ。鬼神の道それ瀆れざらんか。これ何ぞこれを小補と謂はんや。

甚だしいかな、楚の鬼に淫するや、その俗、疾を鑿せずしてこれを巫に禱る、巫これを禱りて瘳ゆれば、幣を巫の謝に厚くして、産の屈するを問はざるは、固よりなり。これを禱りて成らずと雖も、亦、敢へてその妄を怨まず、且つ内に自ら己れが罪愆を省みて以て謂ふ、これ神の測られざると、後はこれに反せん、豈、愈々、ますます蠲潔して自らその誠を薦めざるべけんやと。これ鬼に淫するものの言なり。寧ろ復た一、二その間に淫せざるもの有らざらんや。祇々、鑿の良違ひ易すからず、而して良ならざるもの疾を治すれば、迺ち寒を寒しとせざれば熱を熱す。この故を以て鑿は殊に良なるもの有ること莫れと謂ふは宜なり。人みな自らその俗に抜くこと能はざるは、これのみ。

惟々、江夏の宋惟憲がその弟の疾における、群議を排してこれを鑿に任す、鑿またその伎を精くするもの陳名道を得て以てこれに任す、名道能くその弟を旬の日に瘳す。予、文を爲りてこれを餞せしむ。

夫れ、巫の神に事ふる、古よりの道なり。然れども未だ嘗てこれを以て鑿を廢することを聞かず、鑿は以て疾を治む、亦、古よりの道なり。古先、聖王、炎帝・軒轅氏のごときは、躬自らこれをなすときは、以てこれに尙ふることなし。況んや周の禮にこれ有り、民の鬼神時日卜筮を假りて以て衆を疑はしむるは、みな殺して赦すことなしと。而今、巫のなすところ、豈これを疑はしむると謂はざるべけんや。これ先王の殺して赦すことなきものに淫して、その躬自らこれをなすことを信ぜず、迺ち俗の弊なり。然りと雖も、周の禮を觀て、民の鬼神に淫すること當ならざることを知る。今、楚の俗然りとなすものにして、然る後、惟憲能くその俗に抜けたるは、多とするに足るのみ。嗚呼、天下をしてみな惟憲、天下

の鑿みな名道ならしめば、周の禮、豈、必ずしもその鬼神を假りて以て衆を疑はしむるものを殺さんや。これすなはち名道・惟憲が多とするに足るのみ。況んや能く楚の俗に抜けたるをや。

江夏の宋氏、惟憲といふもの有り。その弟病みて死に殆ふし、宋氏の族及びその姻戚より、以て朋友・知識のその家に往來するものに至るまで、みな群然として口を交へてこれを慫慂して曰く、これ必ず神のこれが祟りをなすなり。盍んぞ命を巫に請はざるやと。蓋し江漢の俗然りとなす、疾めば鑿を問はず、唯々、巫の門に走りて以て禱らんことを請ふ。疾の輕きものは瘳ゆ、瘳ゆれば巫の德を稱し、嘖嘖としてやまず、産の半ばを割き、これを巫の庭に積みて惜しまざるに至る。その重きものは瘳えずして以て死す、死すれども憾みず、啻に憾みざるのみならず、迺ち巫の求むること有りて遂げず、快快として怨を懷きて以て神に咀ひ、以て後の災を施さんことを慮る。復た或は産の半ばを割きて、以てその庭に積みて自ら計をえたりと託る。惟憲を慫慂するものは亦これのみ。然れども、惟憲獨り可ならず、鑿を訪ふこと多方なり。遂に陳名道をえてこれを治せしむ、旬にして瘳ゆ。江漢の間、豈、鑿なからんや。鑿、良なるもの有ること鮮く、數十劑を投ずれどもみな瘳えずして劇し、故に俗遂に以比してその巫を尙ぶの習ひを奪ふこと能はざるのみ。夫れ、鑿の道は、聖人これを教へたるなり。民は飢飽勞慾を節して寒暄を禦ぐこと能はざれば、疾みて以て夭死す。故に聖人はこれを憂へ、鑿を教へて以て民の天年を保つ、豈、信ぜざらんや。而して惟憲これを信ず、巫の鬼神に事ふるも、亦、聖人これを教へたるなり。而れどもその神の號を盗み、時日と卜筮とを假りて、以て民を疑はしめ民を欺くものは、聖人これを刑す、豈、懲りざらんや。而して惟憲これを用ひず、惟憲は豈これを見るところの明なるに非ずや。然りと雖も名道をして向きの數十劑を投じてみな瘳えずして劇しきがごとくならしめば、亦、以て自ら明らかにすること能はざりしなり。その族戚朋好に然りとし且つ笑ふところをなさざるものは幾くも希なり。これ益々その擇ぶところの精きを見るなり。嗚呼、江漢の俗みな惟憲を師とし、鑿みな名道を師とせば、聖人の刑必ずしもこれを施さず、而して惟憲、名道その人を二にせず、これ俗の終に勝つべからざるなり。予、故にその事を表して以て惟憲と名道とを嘉し、以てその俗の或はこれに由りて革ま

ること有らんことを冀ふのみ。

⑦ 夫れ鑿は聖人の教へなり。聖人、民の寒暑飢飽勞慾に傷はれて、天死に至ること有るを憂ふ、故に鑿の教へをなし、天年を保ち終ることを得せしむるなり。巫は古は以て神に事ふ、神の號を盗みて以て人を欺くこと有らざるなり。今、江漢の間を觀るに、その俗巫を尙ぶ、疾あれば鑿を事とせず、唯々、巫に走りて禱らんことを求む。微幸にして以て治すれば、醪性を載せ、籬を實たして巫の庭に造り謝す。唯々、恐らくは後ならんことを。即ち治せざるも、巫を咎めず、必ず自ら反りて曰く、我が度しまざるなりと。敢へて纖毫の怨慾を懷かず、且つ復た求むること有らんことを慮る。これ巫は神の號を盗みて以て人を欺き、人も亦その欺きに安んじて、百死と雖も悔いず、何ぞそれ知らざるや。間かに巫の妄を知りて鑿に従事すること有るも、また良に遭ふこと罕なり。素より陰陽表裡脉治の説を明らかにせず、鑿の師、鑿の師と稱す、その治すること或は數十劑を投ずれども、效あらずして劇しきを増すものなり、故に什佰のうち復た一、二その術を精しくする有りと雖も、人これを信ぜざるなり。

江夏の宋惟憲、その弟病みて且つ殆し。凡そ惟憲と忤戚に關るもの、みなこれを強ひて巫に禱らしむ。惟憲應ぜず、方さに博く鑿をなすの良なるものを求む。陳名道を進むるものあり、既に至る。診してこれに藥す、旬浹にして遂に瘳ゆ、また何ぞそれ知なるや。於乎、先王の天下を治むる、鬼神時日卜筮を假りて以て衆を疑はしむるもの有れば、いつに司寇に拘殺す。今、巫の疑いをなすところ、既に甚しからずや。故に巫誅せず、鑿行はれず、民、天年を保終することを得るものは幸なり。然れども今の鑿を信ずるものをして、みな惟憲、鑿をなすものみな名道ならしめば、巫誅するに足らず。而れども、一惟憲、一名道、巫にそれ勝つべけんや。惟憲來りて文もつて謝せんと謁ゆるに會ふ、吾れ名道が成すこと有るを喜び、また重ねて聖人の教へを歎ず、ここにおいてか言ふ。

俗の巫を尙ぶこと、江漢の間より甚しきはなし。疾めば唯々走りて禱らんことを求めて醫を事とせず。その醪性を載せ籬を實するや、必ず巫の庭において以て微幸の活を謝す。即し治せざるも、亦、曰く我何ぞ敢へて纖毫の怨慾を懷んや、み

な我が度まざるなりと。これその自ら反みるの辭なり。蓋し後に求め有らんことを慮つてなり。醫の良に遭ふこと罕なる、素より陰陽表裡、脉治の説を明らかにせざれば、その治すること或は數十劑を投ずるも、效あらずして劇しきを増すものなり、故に間々巫の妄を知りて醫に従事すること有れども、醫は什佰のうち復た一・二その術に精しきもの有りと雖も、人これを信ぜざるなり。

江夏の宋惟憲の弟、病ひに殆し、これを強ひて巫に禱らしむ。凡そ惟憲と忤戚に關るものみな然り、然れども惟憲方に博く醫をなすの良なるものを求めて、これを強ふるものに應ぜず、旬浹にして遂に瘳ゆ。これを訊へば陳名道を進むるもの有り、至りてこれに藥せしなり。惟憲因りて文もつて謝せんと謁ゆ、夫れ、聖人の醫を教ふるや、民の天死に至ること有り、原と寒暑飢飽勞慾に傷つけられて、それ終に天年を保つことを得ざるを憂ふ、故にこれが教へをなすなり。古の巫、何ぞ曾つて神の號を盗みて以て人を欺かんや。神に事ふるのみ。今、神の號を盗みて、以て人を欺き、人百死すと雖も悔いず、みなその欺きに安んず。於乎、天下先王の時に方りて、民を鬼神時日卜筮に疑はしむるもの有れば、司寇これを拘殺す、故に巫を誅せず、醫を行なはずして、民の天年それ幸にして保つべけんや。然れども今の醫を信ずるもの、一惟憲、醫をなすもの、一名道、それ能く巫に勝んや。而してみな惟憲みな名道ならしめば、巫も亦誅するに足るのみ。吾れ聖人の教へにおいて、重ねてこれを歎すること有り、また名道が成すこと有るを喜ぶ、故にこれを言ふ。

原文

醫士陳名道に贈るの序

楊士奇

江漢の間、その俗、巫を尙ぶ。疾有れば醫を事とせず、唯々、巫に走りて禱らんことを求む。微幸にして以て治すれば、醪性を載せ、籬を實し、巫の庭に造り謝す、唯々、恐らくは後ならんことを。即し治せざるも巫を咎めず、必ず自ら反りて曰く、我が度しまざるなりと。敢へて纖毫の怨慾を懷かず、且つ復た求むること有らんことを慮る。間々、巫の妄を知りて醫に従事する有れども、また良に遭ふこと罕れなり。素より陰陽表裡脉治の説を明らかにせずして、醫の師、醫

の師と稱し、その治すること或は數十劑を投ずれども、效あらずして、また劇しきを増すものなり。故に什佰のうち復た一、二その術を精しくするもの有りと雖も、人これを信んぜず。

江夏の宋惟憲、その弟病みて且つ殆し。凡そ惟憲と忤戚に關るもの、みなこれを強ひて巫に禱らしめんとす。惟憲應ぜず、方に博く醫をなすの良なるものを求む。陳名道を進むるもの有り、既に至る、診てこれに藥し、旬浹にして遂に瘳ゆ。惟憲、文もつて謝せんと謁ぐ。夫れ醫は聖人の教へなり。聖人、民の寒暑飢飽勞慾に傷つけられて天死に至ること有るを憂ふ、故に醫の教へを爲りて天年を保終することを得せしむるなり。巫は、古は以て神に事ふ、神の號を盗みて以て人を欺くこと有るに非ず。今、神の號を盗みて以て人を欺き、人も亦その欺きに安んじて、百死と雖も悔いず。於乎、先王の天下を治むる、鬼神時日卜筮を假りて以て衆を疑はしむるもの有れば、いつに司寇に拘殺す、巫、疑をつくるどころ、既に甚しからずや、故に巫誅せず、醫行なはれずして、民、天年を保終することを得るものは幸なり。然れども今の醫を信ずるもの、みな惟憲、醫をなすものみな名道ならしめば、巫、誅するに足らざるなり。而れども一惟憲、一名道、巫にそれ勝つべけんや。吾れ名道が成すこと有るを喜び、また重ねて聖人の教へを歎ず、ここにおいてか言ふ。

文變終

〔古文矩・文變〕

『古文矩』一卷、『文變』一卷の成立は、享保七年（一七三二年）前後と思われる。しかしその出版は明和元年（一七六四年）ころで、宇佐美霽水の序がある。その序に、

先生韓柳李王の文を選び、命じて四家雋と曰う。尤も千鱗の文を好み、嘗つて其の法則と為すべき者六篇を取り、詳しくこれに評解を為し、以に傍に注し、命じて古文矩と曰う。

徂徠の『古文矩』は、『四家雋』の次に李千鱗（攀龍）の文六篇を選んで、これに評解傍注を加えたものである。従つてその成立は、『四家雋』と余り隔りがない時期のものである。『文變』は『古文矩』と合刻されたもので、明朝の楊子奇の「医士陳名道に贈るの序」を原文とし、原文を八つに作りかえて八変としたもので、これは作文の作例を示したものである。徂徠の『文變』序には、次のことを護園の諸生に教えている。すなわち、作詩作文には、素材が乏しいことを心配する必要がなく、それをどのように運用するかが一番の眼目であるといっている。その方法は次の通りである。一、引いてこれを伸ぶるもの、二、蹙めてこれを約するもの、三、四、章を錯えて篇を変ずるもの二つ、五、句を錯えて章を変ずるもの、六、七、八、字を錯えて句を変ずるもの、そして九、原文。以上が九変である。原文を除くなら八変である。古文辞を護園で諸生に教える場合の具体的な作法を提示したのが『古文矩』、『文變』であるが、特にこの両者と関係の深い『四家雋』について一言したいと思う。

『四家雋』六卷は、唐の韓愈・柳宗元、及び明の李攀龍・王世貞の四家を作文の規矩準繩としたもので、その雋、すなわち料を集めたものである。徂徠は楚・漢の辞賦の修辭には賛成しているが、六朝の駢文は修辭過剰であるのでとらなかつた。従つて唐の韓愈・柳宗元が楚や漢の辞賦に復古することを主張し、ことに賦の叙事を表章している点において、徂徠の詩論に適うものであつた。しかし韓柳が「理」を以て六朝駢文の修辭を克服しようとしたことは、のち宋代の議論文を馴致するに至るものとして反対している。かくて宋・元の議論文の弊害を克服するためには、再び「辞」を以て「理」に

抵抗する李王の復古運動が必要であった。『四家集』は、『絶句解』及び『絶句解拾遺』とともに、珍しくも李王の外に韓柳を公然ととりあげたわけである。しかし護園社中では李王を表章する余り、韓柳には異論があったようで、太宰春台の弟子の松崎観海のごときは、『四家集』に韓柳が入っていたことに不服であった。湯浅常山の『文會雜記』巻二、下に、「四家集ノ選アマリニアラキカ、韓ガ作ノ碑文ニ至テ面白キガヨホドアリ、入タキコトナリ、ト君修（松崎観海）ノ説ナリ」とある。しかし『四家集』の出版で、徂徠が韓柳の文詩には賛成していたことが明らかにされたわけである。それにしても、『絶句解』及び『絶句解拾遺』が李王に直結していた点で、これは護園の総意であったことが分る。相前後して成立した『四家集』と、『絶句解』『絶句解拾遺』を比較するならば、徂徠及びその私塾である護園において、後者が正統であり、かつ李王に傾倒した徂徠の古文辞学の目的とするところが、判然としたわけである。

荻生徂徠全集 第五卷

© 1977

1977年1月30日初版第1刷発行

編者 今中寛司
奈良本辰也
発行者 佐藤皓三

発行所 株式会社 河出書房新社

東京都新宿区住吉町95
電話東京 (355) 5311 振替東京0-10802番

印刷・製本 中央精版
落丁本・乱丁本はお取り替えいたします。
定価は、函に表示してあります。